

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、地方分権の推進に資するとともに地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申にのっとり、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、副知事及び助役制度の見直し

1 市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置く。

2 副知事及び副市町村長の職務として、地方公共団体の長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について、委任を受け、事務を執行することを追加する。

二、出納長及び収入役制度の見直し

出納長及び収入役を廃止し、一般職の会計管理者を置く。

三、監査委員制度の見直し

識見を有する者から選任する監査委員の数を、条例で増加することができることとする。

四、財務に関する制度の見直し

- 1 クレジットカードによる地方公共団体への使用料等の納付の方法を定める。
- 2 行政財産の貸付け又は私権の設定ができる場合を拡大する。
- 3 信託することができる財産の範囲を普通財産に属する国債等の有価証券にまで拡大する。
- 五、長又は議長の全国的連合組織に対する情報提供制度の創設

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、地方公共団体の長又は議会の議長の全国的連合組織が内閣に対して意見を申し出ることができよう、その当該連合組織に施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずる。

六、議会制度の充実

- 1 議会は、学識経験を有する者等に専門的事項に係る調査をさせることができることとする。
- 2 議長の臨時会の招集請求に関する規定を設ける。
- 3 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止する。
- 4 委員会の議案提出権を認める。

七、中核市の指定要件の緩和

中核市の指定の要件のうち面積に係る要件を廃止する。

八、施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、三及び七については公布の日から、四から六については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。